

令和元年度若狭消防組合人事行政の運営等の状況

若狭消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年若狭消防組合条例第2号）第5条の規定に基づき、若狭消防組合の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。一部は、令和2年4月1日現在の状況です。

令和2年9月25日

若狭消防組合
管理者 松崎晃治

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

令和元年度は、職員を4人採用しました。

(2) 職員の退職の状況

令和元年度は9名が退職しました。

(3) 職員数に関する状況

各年4月1日現在の職員数の状況は、次のとおりです。

部門	区分	職員数(人)		対前年 増減数
		令和元年度	令和2年度	
特別行政	消防	126	122	-4
	(定数)	(130)	(130)	0

派遣職員数(人)	
令和元年度	令和2年度
2	2

※若狭消防組合職員定数条例に基づき、福井県消防学校派遣職員および福井県防災航空隊派遣職員を定数外としています。職員の定数は130人になっております。職員数に再任用職員2名が含まれています。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	計
職員数(人)	4	14	16	19	12	8	
区分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	
職員数(人)	13	14	5	7	8	2	

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法（以下「法」といいます。）第23条の2、第23条の3において、職員の執務については、任命権者は、定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければならないとされています。

若狭消防組合は、職員の勤務業績や職務に関する能力を総合的に評価し、評価結果を昇給、昇任、昇格、人事異動等の人事管理に活用し、人材育成、適材適所の人事配置および組織の活性化を図っています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

（金額 千円）

区分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A (%)	平成30年 度の人件 費率(%)
平成元 年度	1,427,058	25,476	998,200	69.9	71.1

※人件費には、特別職（議会議員、監査委員、嘱託員、消防団員）の報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算） （金額 千円）

区分	職員数 A(人)	給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 B	1人当たり 給与費 B/A	平成30年度 の1人当 り給与費
令和元 年度	126	436,432	115,768	180,519	732,719	5,815	5,786

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

（金額 千円）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
全職員	36.9	284	339

(4) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		若狭消防 組合(円)	国(円)
消防職	大学卒	188,700	/
	高校卒	154,900	
一 般 行 政 職	大学卒	182,200	182,200
	高校卒	150,600	150,600

(5) 級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容		職員数 (人)	構成比 (%)	備 考
	消防職	一般行政職			
1級	消防士	主事	25	20.5	級別職員数とは、若狭消防組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務等です。
2級	消防副士長	主査	29	23.8	
3級	消防士長	係長	11	9.0	
4級	消防司令補	課長補佐	21	17.2	
5級	消防司令	主幹	28	22.9	
6級	消防司令長	課長	5	4.1	
7級	消防監	部長	3	2.5	
合 計			122	100.0	

(6) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

若狭消防組合	国
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,433 千円	—
令和元年度支給割合 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.9月分	令和元年度支給割合 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.9月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

若狭消防組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置3～45%加算	

※若狭消防組合は、福井県市町総合事務組合に加入し、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものです。

ウ 特殊勤務手当

支給実績（令和元年度決算）		2,797 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		22 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		97.6 %	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
出動手当	消防隊員	消火活動	1回300円
	消防隊員	災害活動	1回200円
救急手当	救急救命士	救急活動	1回400円
	救急隊員	救急活動	1回200円
救助手当	救助隊員	救助活動	1回200円
	潜水土	潜水活動	1回600円
機関員手当	機関員（大型・中型）	機関員として従事	1日150円
	機関員（普通）	機関員として従事	1日100円

エ 超過勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	20,205 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	224 千円
支給実績（平成30年度決算）	20,987 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	244 千円

オ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	支給実績 (令和元年度 決算 千円)	支給職員1 人当たり平 均支給年額 (令和元年度 決算 千円)
管理職 手当	管理・監督の地位にある職員に支給 消防長 66,000円 次長、署長 60,000円 課長（消防本部）48,000円 副署長 48,000円 課長（消防署）42,000円 分署長 42,000円 副課長（消防本部）38,000円 副課長（消防署）副分署長 38,000円 主幹 33,000円	国 俸給の特別 調整額とし て官職と金 額を定めて 支給	17,904	484

扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 配偶者、子以外の扶養親族 6,500円 満16歳年度初めから22歳年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	22,028	279
住居手当	賃貸住宅に居住する職員に支給 家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 家賃27,000円を超え61,000円未満 (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 家賃61,000円以上 28,000円(限度額)	同じ	6,548	327
通勤手当	通勤のためバスや電車、自動車等の交通機関を利用している職員に支給 バス、電車等交通機関利用者 運賃相当額を支給(限度額55,000円) 自動車等交通用具利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同じ	9,004	83
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 30,000円に赴任距離により58,000円を限度として加算した額	同じ	456	456
休日給	祝日および年末年始の休日の正規の勤務時間中に勤務した交替制勤務職員に支給 勤務1時間当たりの給料額×135/100 (ただし、1日8時間を限度として支給)	国 勤務した全時間	14,219	176
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌朝5時までに勤務した交替制勤務職員に支給 勤務1時間当たりの給料額×25/100	同じ	6,209	71
管理職員特別勤務手当	管理職の交替制勤務職員が祝日および年末年始の休日に勤務したときに支給 1勤務5,000円から8,500円の範囲で管理職手当の支給額に応じて支給 管理職職員が平日0時から5時に勤務したときに支給 1勤務2,500円から4,300円の範囲で管理職手当の支給額に応じて支給	国 一種12,000円～四種6,000円の区分	1,863	50
児童手当	中学校修了までの子どもを養育している職員に支給(所得制限なし) 0歳から3歳未満 一律 15,000円 3歳以上小学校修了前 第1子・第2子10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 一律 10,000円 6月、10月、2月に前月分までを支給	同じ	15,255	263

4 職員の勤務時間その他の勤務条件および休業に関する状況

(1) 勤務時間の状況

ア 勤務および週休のサイクル

令和元年度の勤務時間等は、下記のとおりです。

勤務種別	1日(回)の勤務	拘束時間	勤務時間	休憩時間	勤務および週休サイクル
毎日勤務	8時30分～17時15分	8時間45分	7時間45分	1時間	月曜日から金曜日までが勤務日、土曜日と日曜日が週休日
隔日勤務	8時30分～翌日の8時30分	24時間	15時間30分	8時間30分	3当務1体制（8日間に3回当務し1当務（2日）週休日）に8週間に1当務の週休日を追加する8週16休制度（8週間当たり20回当務（40日勤務）し、16日週休日） 職員に交替で勤務日と週休日を割り振ります。

※職員の勤務時間は、平成21年4月1日から1週間当たり38時間45分に改正されています。

イ 勤務種別および所属別職員数（令和2年4月1日現在）

勤務種別	消防本部	若狭消防署	上中分署	名田庄分署	高浜分署	大飯分署	合計
毎日勤務	18	4	1	1	1	1	26
隔日勤務	9	36	12	9	15	12	93
3部制勤務							0
入校職員	4						4
派遣職員	2						2
休職者							0
合計	33	40	13	10	16	13	125

※隔日勤務の消防本部は情報指令課です。

派遣職員の派遣先は、福井県消防学校および福井県防災航空隊です。

(2) 休暇制度の状況

職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間の5種類です。

休暇の種類		付与日数および期間
年次休暇		1年につき20日、前年からの繰越分を含めると最高40日
病気休暇	公務上の負傷または疾病	必要と認められる期間
	その他私傷病	90日以内（会計年度任用職員は、最大10日）
公民権行使のための休暇		必要と認められる期間
証人等出頭のための休暇		必要と認められる期間
骨髄液提供のための休暇		必要と認められる期間
ボランティア休暇		1年において5日以内
結婚休暇		連続する5日以内の期間
産前休暇		出産日まで（6週間以内に出産の場合）

特別 休暇	産後休暇	出産の翌日から8週間まで
	授乳のための休暇	1日2回それぞれ30分以内
	妻の出産に伴う休暇	2日以内
	妻の出産に伴う子の養育休暇	5日以内
	子の看護休暇	1年において5日以内
	忌引	続柄に応じて1日から7日
	父母追悼のための休暇	1日（父母の死亡後15年以内）
	夏季休暇	5日以内
	災害復旧のための休暇	7日の範囲内の期間
	災害事故に伴う休暇	必要と認められる期間
	危険回避のための休暇	必要と認められる期間
	感染症予防のための休暇	必要と認められる期間
	健康診査のための休暇	1回につき、その都度必要と認められる期間
介護休暇	2週間以上の通算6ヶ月以内の期間において必要と認められる期間	
介護時間	始業または終業から連続する2時間以内（最長1日2時間）	

(3) 年次休暇の取得状況

平成31年1月1日から同年（令和元年）12月31日までの職員の年次休暇の平均取得日数は6.2日でした。

(4) 育児休業および部分休業の状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しない制度です。育児休業期間については、給与は支給されません。

令和元年度は、育児休業または部分休業はありませんでした。

5 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。降任、免職、休職、降給の処分があります。

分限処分状況（令和元年度）

降任	免職	休職	降給
0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。戒告、減給、停職、免職の処分があります。

懲戒処分状況（令和元年度）

戒告	減給	停職	免職
0人	0人	0人	0人

6 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的実現するため、職員には、以下のような服務上の強い規制がかけられています。

- ・法令等および上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ・秘密を守る義務（法第34条）
- ・職務に専念する義務（法第35条）
- ・政治的行為の制限（法第36条）
- ・争議行為等の禁止（法第37条）
- ・営利企業等の従事制限（法第38条）

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律または条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間および職務上の注意力のすべてを職責遂行のために用いなければなりません（法第35条）。職務に専念する義務の特例に関する条例で、研修を受ける場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合など、任命権者の承認を得た上で、職務専念義務の免除を限定的に定めています。

事由	件数	人数	備考
研修を受ける場合	0	0	
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0	0	
これらのほか、管理者が定める場合	0	0	

(3) 営利企業等従事許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする企業等の役員を兼ね、報酬を得ていかなる事業または事務にも従事してはなりません（法第38条）。営利企業等の従事制限に関する規則で許可の基準を定めており、限定的に許可を認めています。

令和元年度許可件数	0件
-----------	----

7 職員の研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。（法第39条）

令和元年度の職員の研修状況は、次のとおりです。

区分	研修名	研修実日数	受講者数	
救急救命士研修	救急救命士養成研修	126	1	
	気管挿管病院実習	25	2	
	病院内再研修	3	16	
	救急救命士就業前研修	20	1	
	福井県救急救命士PH-OSCEコース	1	3	
初任教育	初任教育	120	4	
	幹部教育	上級幹部科	3	2
		初級幹部科	10	2

福井県消防学校の教育	専科教育	特殊災害科	7	2
		予防査察科	10	2
		火災調査科	10	2
		救助科	23	2
		救急科	36	5
	特別教育	水難救助科	12	2
		操法指導員教育	2	4
		起震車操作員教育	1	2
消防大学校の教育	総合教育	幹部科	33	1
全国消防長会 東近畿支部の研修	消防長研修会		1	1
	府県研修会（女性吏員の活躍促進について）		1	14
	予防業務研究会		1	2
	違反是正事例研修会		1	2
	消防技術研修会		1	9
	火災科学研修会		1	1
	警防（救急）業務研究会		1	2
	京都市消防局特別消防訓練研修		1	4
その他の機関の研修	消防署長研修会		1	1
	市町等職員研修（メンタルヘルス研修）		1	1
	健康管理担当者研修会		1	1
	予防技術講習会		1	2
	違反是正研修会		1	3
	消防用設備等セミナー		1	6
	火災科学セミナー		1	2
	火災原因調査研修会		1	2
	危険物保安技術講習会		2	2
	企業防災対策指導研修会		1	2
	感染防止対策全国ブロック研修会		1	1
	山岳遭難救助研修会		4	1
	第3級陸上特殊無線技士養成講習会		1	2
	潜水技術研修		5	1
	高速自動車道消防協議会研修会		1	2
	一般緊急自動車運転技術者研修会		4	1
	緊急車両運転者特別研修		3	3
	ドローン操縦士育成セミナー		2	2
	福井県災害医療研修		1	7
	原子力防災の教育	原子力災害対策要員研修		1
原子力災害現地対策本部図上演習		2	2	
原子力施設における火災防護に関する研修		1	4	
原子力施設緊急時対応能力向上研修		2	4	

8 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています（法第42条）。

若狭消防組合は、健康診断などの福利厚生事業を実施しているほか、条例により、職員による互助組織として「職員共済会」を設置し、職員（会員）の掛金により福利厚生事業、給付事業を行っています。

(2) 共済制度の状況

職員の共済制度は、法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し実施する団体は、福井県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、傷害、死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などの「福祉事業」の3つの事業を行っています。

共済制度を実施する共済組合を運営する財源は、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によってまかなわれています。

令和元年度の若狭消防組合負担額は、次のとおりです。

負担先の名称	令和元年度負担額
福井県市町村職員共済組合	149,581千円

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金という法人が、その災害によって生じた損害を補償する制度です。

令和元年度の認定件数は、次のとおりです。

区分	認定件数
公務災害	2 件
通勤災害	0 件

9 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、職員が給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、苦情、不満のある場合、公平委員会に対して適切な措置がとられることを要求する権利を認めようとするものです。

若狭消防組合は、公平委員会の事務を福井県に委託しています。

令和元年度は、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

10 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、任命権者によって不利益処分を受けたと思う職員から適法な不服申立てがあったとき、公平委員会はそれを受理し、必要な調査、審査を行い、その結果に基づいて、当該処分が妥当であるとすればそれを承認し、違法不当であればこれを修正または取消し、さらに必要があれば給与の回復等必要な是正措置を指示することにより職員の利益を保護し、人事行政の適正化を図るものです。

若狭消防組合は、公平委員会の事務を福井県に委託しています。

令和元年度は、不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。